

## 第1 監査の対象

公共施設の防火・防災上の管理について

## 第2 監査の期間

令和7年9月26日から令和8年2月25日まで

## 第3 監査の目的

本市が有する施設には、図書館や公民館など不特定の市民が利用するもの、学校や保育園など特定の市民が利用するもの、また、クリーンセンターや浄化センターなど主に職員や委託業者が業務に従事するものがある。いずれにおいても、火災や地震等の災害が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ施設の利用者や職員等の安全を確保することが求められており、消防設備の点検や避難訓練等が所管する部局により行われているところである。

そこで、本市の各施設における災害による被害の拡大防止を図るための取組が適切に行われているかについて、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく手続や消防訓練、職員等の防災意識の向上に関する取組等の項目を主眼に監査を行った。

## 第4 監査の方法

本市における公共施設の管理について、次のとおり対象及び主な着眼点を設定して監査を行うこととし、監査の実施に当たっては、各部局へ調査票の提出及び担当職員の説明を求めた。

<対象>

本市の公有財産のうち、消防法第8条第1項に規定された防火管理者を定めなければならない施設を対象とした。

<主な着眼点>

- 1 消防法に基づいた手続等が適正に行われているか。

- 2 災害発生時の態勢が整えられ消防訓練等が行われているか。
- 3 職員等の防災意識の向上を図るための研修等が行われているか。

## 第5 監査の結果

### 1 施設の概要

消防法第2条第2項において、防火対象物は建築物を始めとした工作物などと定められている。また、消防法第8条第1項において、「多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるもの」の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)は防火管理者を定めることとされている。

「第4 監査の方法」で監査対象とした施設の概要は次のとおりであった。

#### (1) 対象施設

消防法第8条第1項に規定された防火管理者を選任しなければならない施設は273施設であった。

ア 部局別の施設数

部 局 名	防火管理者選任対象施設数 (うち指定管理施設数)	構成比(%)
総 務 部	1 (0)	0.4
市 民 生 活 部	1 (0)	0.4
いきがい創生部	60 (49)	22.0
健康福祉部	8 (8)	2.9
こども未来部	65 (34)	23.8
環 境 部	53 (51)	19.4
産 業 部	6 (6)	2.2
まちづくり推進部	15 (4)	5.5
建 設 部	1 (0)	0.4
市民病院事務局	2 (0)	0.7
消 防 本 部	5 (0)	1.8
教育委員会事務局	56 (0)	20.5
合 計	273 (152)	100.0

(注1)教育委員会事務局には、野外教育センターを含む(以下、同じ)。

(注2)同一敷地内に2以上の建物があり管理権原者が同一である場合は1施設として計上した。

部局別では、こども未来部が65施設(23.8%)で最も多く、次いで、いきがい創生部が60施設(22.0%)、教育委員会事務局が56施設(20.5%)、環境部が53施設(19.4%)であった。

#### イ 施設類型別の施設数

項 目	施設数	構成比(%)
主に不特定の市民が利用する施設	133	48.7
主に特定の市民が利用する施設	129	47.3
主に職員や委託業者が業務に従事する施設	11	4.0
合 計	273	100.0

監査対象施設を類型別に分類すると、ふれあいセンターや公民館など主に不特定の市民が利用する施設は133施設(48.7%)、保育園や小中学校など主に特定の市民が利用する施設は129施設(47.3%)、クリーンセンターや消防署など主に職員や委託業者が業務に従事する施設は11施設(4.0%)であった。

#### ウ 防火対象物の区分

項 目	施設数	構成比(%)
特定防火対象物	196	71.8
非特定防火対象物	77	28.2
合 計	273	100.0

防火対象物は用途や火災の危険性等により区分され、病院や集会場など多数の人が出入りし火災発生時の安全かつ円滑な避難が困難で人命に及ぼす危険性が高いものは「特定防火対象物」、それ以外は「非特定防火対象物」とされる。監査対象施設のうち、特定防火対象物は196施設(71.8%)、非特定防火対象物は77施設(28.2%)であった。

## エ 防災管理者を選任しなければならない施設

項 目	施設数	構成比(%)
防火管理者と併せて防災管理者を選任しなければならない施設	5	1.8
防火管理者のみ選任すればよい施設	268	98.2
合 計	273	100.0

消防法第8条第1項に規定される防火管理者とは別に、消防法第36条において火災以外の災害(地震、毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害)による被害の軽減のため、大規模・高層の防火対象物の管理権原者は併せて防災管理者を定めることとされている。監査対象施設のうち、防災管理者を選任しなければならない施設は5施設(1.8%)であった。

## 2 着眼点別の調査結果

着眼点別の調査結果は、次のとおりである。

なお、特に改善や検討が必要と考えられる点については、**ゴシック体**で表記した。

<着眼点1> 消防法に基づいた手続等が適正に行われているか。

### (1) 防火管理者関係

#### ア 防火(防災)管理者選任届出書の提出状況

項 目	施設数	構成比(%)
提出している	270	98.9
提出していない	3	1.1
合 計	273	100.0

消防法第8条第2項の規定により、管理権原者は防火管理者を定めた場合は、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている。監査対象施設のうち、**防火(防災)管理者選任届出書が提出されていなかったのは3施設(1.1%)**であり、いずれも指定管理者により管理されている施設であった。消防法の規定に基づき適正な事務を行う必要がある。

ア－1 防火(防災)管理者の資格

項目	施設数	構成比(%)
防火管理者(甲種)・防災管理者	269	99.6
再講習を受講する義務あり	137	-
受講している	137	-
受講していない	0	-
再講習を受講する義務なし	132	-
防火管理者(乙種)	1	0.4
合計	270	100.0

防火管理者や防災管理者の資格を有するためには、消防長や一般財団法人日本防火・防災協会等が行う防火管理講習や防災管理講習の課程を修了することなどが必要であり、防火管理者の資格は甲種と乙種に区分されている。

防火管理者(甲種)及び防災管理者は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)等に該当するときは定められた期限内に再講習を受講する義務がある。監査対象施設のうち、再講習を受講する義務のある全ての施設において再講習が受講されていた。

イ 消防計画作成(変更)届出書の提出状況

項目	施設数	構成比(%)
提出している	270	98.9
提出していない	3	1.1
合計	273	100.0

消防法施行規則第3条第1項の規定により、防火管理者は管理権原者の指示を受けて防火管理に係る消防計画(変更する場合を含む。)を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている。監査対象施設のうち、消防計画作成(変更)届出書が提出されていなかったのは3施設(1.1%)であり、いず

れも防火管理者選任届出書が未提出の施設であった。消防計画の目的は、火災の発生を未然に防ぐことや、火災による被害を最小限に留めることなどであることから、消防法等の規定に基づき適正な事務を行う必要がある。

#### ウ 防火対象物の定期点検の実施状況

項目	施設数	構成比(%)
点検・報告の対象	71	26.0
点検・報告している	65	-
点検・報告していない	6	-
特例認定を受けている	4	-
特例認定を受けていない	2	-
点検・報告の対象外	202	74.0
合計	273	100.0

消防法第8条の2の2の規定により、火災の予防上必要があるものとして政令で定める防火対象物の管理権原者は、防火対象物点検資格者(火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの)に防火管理上必要な業務等について総務省令で定める点検基準に適合しているかどうかを点検(年1回)させ、その結果を消防長又は消防署長へ報告しなければならないとされている。監査対象施設のうち、令和6年度に防火対象物の定期点検の実施や報告をしていなかったのは6施設であり、そのうち4施設は消防法等の遵守状況が優良な場合に点検・報告の義務が一定期間免除される「特例認定」を受けた施設であった。特例認定を受けていない2施設のうち1施設は過年度に行った増築により防火対象物の定期点検の対象となったにもかかわらず必要な点検の実施や報告がなされていなかった。残る1施設は開設から1年に満たないため未だ点検が実施されていない施設であった。防火対象物の定期点検はビル火災を契機に防火管理が適正に行われるよう定められたものであることから、消防法等の規定に基づき適正な事務を行う必要がある。

ウー1 防火対象物定期点検の結果

項目	施設数	構成比(%)
基準に適合していた	63	96.9
基準に適合していなかった	2	3.1
合計	65	100.0

令和6年度に防火対象物の定期点検を実施した65施設のうち、点検結果が基準に適合していなかった施設は2施設(3.1%)であった。

基準に適合していなかったものは、防火戸自動開閉装置の不具合などであり、改善に向けて対策が講じられていた。

エ 消防用設備等定期点検の実施状況

項目	施設数	構成比(%)
点検・報告している	250	91.6
点検・報告していない	23	8.4
合計	273	100.0

消防法第17条の3の3の規定により、防火対象物に設置された消防用設備等は、総務省令で定めるところにより定期的に点検(機器点検は6月ごとに1回、総合点検は年に1回)し、その結果を消防長又は消防署長へ報告(特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回)しなければならないとされている。監査対象施設のうち、令和6年度に消防用設備等定期点検や報告が実施されていないのは23施設(8.4%)であった。そのうち22施設は消防用設備の設置義務がない施設であり、1施設は令和6年度中に開設された施設であった。

エー 1 消防用設備等定期点検の結果

項 目		施設数	構成比(%)
不良箇所なし		191	76.4
不良箇所あり		59	23.6
主な不良箇所 (複数回答)	誘導灯	24	-
	煙感知器・熱感知器	18	-
	非常警報設備	9	-
	消火栓	9	-
	消火器	6	-
合 計		250	100.0

令和6年度に消防用設備等の定期点検を実施した250施設のうち、消防用設備等に不良箇所があった施設は59施設(23.6%)であった。

不良箇所の内容は、誘導灯の電池不良や玉切れ(24件)、煙感知器・熱感知器の不良(18件)、そのほかには非常警報設備のバッテリーの劣化や消火栓ホースの劣化などであり、不良箇所のあった全ての施設において既に改善済み又は改善に向けて対策が講じられていた。

<着眼点2> 災害発生時の態勢が整えられ消防訓練等が行われているか。

ア 消火訓練の実施状況(特定防火対象物)

項 目	施設数	構成比(%)
消火訓練を年2回以上実施した	191	97.4
消火訓練を年2回以上実施しなかった	5	2.6
合 計	196	100.0

イ 避難訓練の実施状況(特定防火対象物)

項目	施設数	構成比(%)
避難訓練を年2回以上実施した	194	99.0
避難訓練を年2回以上実施しなかった	2	1.0
合計	196	100.0

消防法施行規則第3条第10項の規定により、特定防火対象物は消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされている。特定防火対象物である196施設のうち、消火訓練を年2回以上実施しなかった施設は5施設(2.6%)であり、避難訓練を年2回以上実施しなかった施設は2施設(1.0%)であった。実施しなかった理由は、訓練時間の確保が困難であったことや訓練を実施すべき回数を誤認していたことなどであった。特定防火対象物は、多数の人が出入し火災発生時の安全かつ円滑な避難が困難で人命に及ぼす危険性が高いものが対象となる施設であることから、消防法等の規定に基づき適正な訓練を実施する必要がある。

ウ 消防訓練等の実施状況(非特定防火対象物)

項目	施設数	構成比(%)
計画どおりに実施した	76	98.7
一部、計画どおりに実施していない	1	1.3
実施していない	0	0.0
合計	77	100.0

非特定防火対象物は、消防訓練を実施する回数の定めはないものの、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないとされている。非特定防火対象物である77施設のうち、一部、計画どおりに実施していなかった施設は1施設(1.3%)であり、訓練時間の確保が困難だったことから年2回のうち1回は座学としたものであった。

エ 消防訓練で工夫した取組(複数回答)

項 目	施設数
通報する際に伝える内容を記した原稿などを分かりやすい場所に設置した	126
実際に資器材(消火器、非常電話等)を使用して行った	99
法令で定められた回数を超えて行った	71
一般利用者も参加している	53
消防職員に講評を依頼した	15
その他	22

その他には、予告せずに訓練を実施したものや映像を活用したものがあつた。

オ 消防訓練参加者の状況

項 目	施設数	構成比(%)
職員等のみ	104	38.1
職員等、施設利用者	117	42.9
職員等、一般利用者	49	17.9
職員等、施設利用者、一般利用者	2	0.7
その他(消防団員)	1	0.4
合 計	273	100.0

職員等：職員、指定管理者、受託事業者等

施設利用者：入所者、患者、生徒・児童・園児等(利用者が特定できる場合)

一般利用者：不特定の利用者

カ 消防訓練の事後検証の状況

項 目		施設数	構成比(%)
行っている		230	84.2
事後検証の 主な内容 (複数回答)	反省会	109	-
	防火管理者による検証	95	-
	訓練参加者へのアンケート調査	65	-
行っていない		43	15.8
合 計		273	100.0

カー 1 消防訓練の事後検証を踏まえた訓練内容の見直し状況

項 目		施設数	構成比(%)
行っている		210	91.3
見直し後の 主な対応 (複数回答)	出火場所や倒壊状況の変更及びそれに対応した避難経路の変更	137	-
	見直したものの変更点なし	51	-
	被害状況に応じた通報内容の変更	30	-
行っていない		20	8.7
合 計		230	100.0

カー 2 消防訓練の事後検証や見直し内容の共有状況

項 目	施設数	構成比(%)
職員等のみで共有している	82	39.0
職員等、施設利用者に共有している	128	61.0
共有していない	0	0.0
合 計	210	100.0

<着眼点3> 職員等の防災意識の向上を図るための研修等が行われているか。

ア 防災等(火災、地震、救急、事故対応、不審者対応、薬品管理などを含む)に関する意識向上を図るための研修の実施状況

項 目	施設数	構成比(%)
実施している	185	67.8
実施していない	88	32.2
合 計	273	100.0

防災等に関する意識向上を図るために研修を実施している施設は185施設(67.8%)であり、その主な内容はAED操作研修や不審者対応訓練であった。

イ 自施設以外が主催する研修の受講状況

項 目	施設数	構成比(%)
受講している	70	25.6
受講していない	203	74.4
合 計	273	100.0

自施設以外が主催する研修を受講している施設は70施設(25.6%)であり、国や県、市のほかに民間団体が主催する研修を受講していた。研修の主な内容は、AEDの操作研修や災害対応、防災に関するものであった。

#### ウ 研修以外の取組(複数回答)

項 目	施設数
不具合箇所の有無の確認	261
火元の日常的な確認	245
避難経路に障害物がないことの日常的な確認	170
施設管理に関するマニュアルの整備	151
備品等の転倒防止	150
A E Dの設置	125

## 第6 意見

公共施設の防火・防災上の管理をテーマとして、防火管理者を定めなければならない施設を監査対象とし、「消防法に基づいた手続等が適正に行われているか」等を主な着眼点として調査したところ、おおむね適正に管理されていることが認められた。しかしながら、「第5 監査の結果」で示したように、一部の施設において、防火(防災)管理者選任届及び消防計画作成(変更)届出書の届出がなされておらず、また、定期点検の実施や消防訓練の実施がなされていない状況が見受けられた。

公共施設においては、火災や地震等の災害が発生した場合には、被害の拡大を防ぎ施設の利用者や職員等の安全を確保することが求められており、これらを達成するに当たっては、消防法に定められる防火管理者の選任、消防計画の策定、施設の点検及び消防訓練等の実施は必要不可欠なものであるといえる。

については、公共施設の管理に当たっては、消防法等の関係法令を今一度確認し、必要な手続き等を遵守するよう徹底されたい。

今回の監査では、職員等の防災意識の向上を図るための取組として、多くの施設で様々な研修を積極的に行うのみならず、国や民間団体等が主催する研修を受講している状況が確認できた。これらの取組は、災害時に適切かつ迅速に対応するための態勢づくりに寄与するものと考えられる。

今後においても、こうした研修で得られた知識や技能を職員間で共有し、施設の特

性に合わせて消防計画等を随時見直すなど、利用者や職員等が安心して施設を利用できるよう防火・防災上の適切な管理が進展することに期待するものである。

監査対象施設一覧(各部局へ提出を求めた調査票を一覧にしたもの)

①施設類型の区分

A：主に不特定の市民が利用する施設 B：主に特定の市民が利用する施設

C：主に職員や委託業者が業務に従事する施設

②消防法に規定する防火対象物の区分

特：特定防火対象物 非：非特定防火対象物

③選任された防火管理者の区分

甲：防火管理者(甲種) 乙：防火管理者(乙種)

④防災管理者選任対象施設

⑤消防法第8条の2の2に定める防火対象物定期点検対象施設

部 局 名	施 設 名 (※：指定管理施設)	①	②	③	④	⑤
総 務 部	本庁舎 (東館、文芸館(図書館含む)含む)	C	特	甲	○	○
市 民 生 活 部	青少年女性センター	A	特	甲		○
いきがい創生部	柏井老人憩いの家※	A	特	甲		
	松原老人憩いの家※	A	特	甲		
	上条老人憩いの家※	A	特	甲		
	小野老人憩いの家※	A	特	甲		
	ひなご老人憩いの家※	A	特	甲		
	桃山老人憩いの家※	A	特	甲		
	不二老人憩いの家※	A	特	甲		
	北城老人憩いの家※	A	特	甲		
	八田老人憩いの家※	A	特	甲		
	緑ヶ丘老人憩いの家※	A	特	甲		
	桃花園老人憩いの家※	A	特	甲		
	水辺老人憩いの家※	A	特	甲		
	味美老人憩いの家※	A	特	甲		
高蔵寺老人憩いの家※	A	特	甲			

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		いきがい創生部	勝川老人憩いの家※	A	特	甲
	気噴南ふれあいの家※	A	特	甲		
	東神明ふれあいの家※	A	特	甲		
	外之原ふれあいの家※	A	特	甲		
	内津ふれあいの家※	A	特	甲		
	神屋団地ふれあいの家※	A	特	甲		
	田楽ふれあいの家※	A	特	甲		
	大留ふれあいの家※	A	特	甲		
	廻間ふれあいの家※	A	特	甲		
	大手ふれあいの家※	A	特	甲		
	押沢台ふれあいの家※	A	特	甲		
	坂下ふれあいの家※	A	特	甲		
	細野ふれあいの家※	A	特	甲		
	鷹来ふれあいの家※	A	特	甲		
	荒子ふれあいの家※	A	特	甲		
	南花長ふれあいの家※	A	特	甲		
	玉野ふれあいの家※	A	特	甲		
	南下原ふれあいの家※	A	特	甲		
	和爾良ふれあいの家※	A	特	甲		
	西尾ふれあいの家※	A	特	甲		
	町屋ふれあいの家※	A	特	甲		
	不二ガ丘ふれあいの家※	A	特	甲		
	鳥居松ふれあいの家※	A	特	甲		
	朝宮ふれあいの家※	A	特	甲		
	西山ふれあいの家※	A	特	甲		
	大手田西ふれあいの家※	A	特	甲		
	木附ふれあいの家※	A	特	甲		

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		い き が い 創 生 部	篠木四ツ谷ふれあいの家※	A	特	甲
	グリーンパレス春日井 (子ども屋内遊び場含む)※	A	特	甲		○
	市民活動支援センター	A	非	甲		
	味美ふれあいセンター (味美中央学習等供用施設含む)	A	特	甲		○
	高蔵寺ふれあいセンター (消防署高蔵寺出張所、 消防団第5分団詰所含む)	A	特	甲		○
	南部ふれあいセンター	A	特	甲		○
	西部ふれあいセンター	A	特	甲		○
	中央公民館	A	特	甲		○
	知多公民館	A	特	甲		○
	坂下公民館 (消防団第6分団詰所含む)	A	特	甲		○
	青年の家	A	特	甲		
	東部市民センター	A	特	甲		○
	温水プール※	A	特	甲		○
	市民会館※	A	特	甲		○
	市民球場※	A	特	甲		○
	総合体育館※	A	特	甲		○
	朝宮公園※	A	特	甲		○
	落合公園体育館※	A	特	甲		○
	道風記念館	A	非	甲		○
健 康 福 祉 部	総合保健医療センター※	A	特	甲	○	○
	保健センター※	A	特	甲		○

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		健 康 福 祉 部	総合福祉センター (児童センター含む) ※	A	特	甲
	福祉の里※	A	特	甲		○
	第一希望の家※	B	特	甲		
	第二希望の家※	B	特	甲		
	福祉作業所※	B	特	甲		
	福祉文化体育館※	A	特	甲		
こ ども 未 来 部	白山子どもの家※	B	特	甲		○
	八幡子どもの家※	B	特	甲		○
	藤山台子どもの家※	B	特	甲		○
	神領子どもの家※	B	特	甲		○
	高森台子どもの家※	B	特	甲		○
	石尾台子どもの家※	B	特	甲		○
	味美子どもの家※	B	特	甲		○
	東野子どもの家※	B	特	甲		○
	坂下子どもの家※	B	特	甲		○
	柏原子どもの家※	B	特	甲		○
	鳥居松子どもの家※	B	特	甲		○
	不二子どもの家※	B	特	甲		○
	勝川子どもの家※	B	特	甲		○
	岩成台子どもの家※	B	特	甲		○
	西部子どもの家※	B	特	甲		○
	篠木子どもの家※	B	特	甲		○
	丸田子どもの家※	B	特	甲		○
	出川子どもの家※	B	特	甲		○
	小野子どもの家※	B	特	甲		○
	松原子どもの家※	B	特	甲		○

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
こども未来部	松山子どもの家※	B	特	甲		○
	北城子どもの家※	B	特	甲		○
	高座子どもの家※	B	特	甲		○
	上条子どもの家※	B	特	甲		○
	鷹来子どもの家※	B	特	甲		○
	山王子どもの家※	B	特	甲		○
	牛山子どもの家※	B	特	甲		○
	西山子どもの家※	B	特	甲		○
	神屋子どもの家※	B	特	甲		○
	篠原子どもの家※	B	特	甲		○
	玉川子どもの家※	B	特	甲		○
	岩成台西子どもの家※	B	特	甲		○
	押沢台子どもの家※	B	特	甲		○
	東高森台子どもの家※	B	特	甲		○
	交通児童遊園	A	特	甲		○
	子育て総合支援館	A	特	甲		○
	第一保育園	B	特	甲		
	第二保育園	B	特	甲		
	第三保育園	B	特	甲		
	西部保育園	B	特	甲		
	桃山保育園	B	特	甲		
	玉川保育園	B	特	甲		
	高座保育園	B	特	甲		
	出川保育園	B	特	甲		
	坂下南保育園	B	特	甲		
	坂下北保育園	B	特	甲		
外之原保育園	B	特	甲			

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		こ ども 未 来 部	上八田保育園	B	特	甲
	松原保育園	B	特	甲		
	白山保育園	B	特	甲		
	勝川北部保育園	B	特	甲		
	牛山保育園	B	特	甲		
	藤山台保育園	B	特	甲		
	小野保育園	B	特	甲		
	味美保育園	B	特	甲		
	神領保育園	B	特	甲		
	岩成台保育園	B	特	甲		
	前並保育園	B	特	甲		
	追進保育園	B	特	甲		
	貴船保育園	B	特	甲		
	下津保育園	B	特	甲		
	柏原保育園	B	特	甲		
	大手保育園	B	特	甲		
	瑞穂保育園	B	特	甲		
	柏原西保育園	B	特	甲		
環 境 部	味美上ノ町学習等供用施設※	A	特	甲		
	西本町学習等供用施設※	A	特	甲		
	春日井学習等供用施設※	A	特	甲		
	二子学習等供用施設※	A	特	甲		
	花長学習等供用施設※	A	特	甲		
	牛山南部学習等供用施設※	A	特	甲		
	勝川中部学習等供用施設※	A	特	甲		
	美濃町学習等供用施設※	A	特	甲		
	味美白山町学習等供用施設※	A	特	甲		

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		環 境 部	味美町学習等供用施設※	A	特	甲
	旭町学習等供用施設※	A	特	甲		
	西屋町学習等供用施設※	A	特	甲		
	中新町学習等供用施設※	A	特	甲		
	如稻学習等供用施設※	A	特	甲		
	勝川新町学習等供用施設※	A	特	甲		
	春日井南部学習等供用施設※	A	特	甲		
	高山学習等供用施設※	A	特	甲		
	木附農業研修施設 (木附学習等供用施設含む)※	A	特	甲		
	中野町学習等供用施設※	A	特	甲		
	牛山北部学習等供用施設※	A	特	甲		
	知多学習等供用施設※	A	特	甲		
	前並学習等供用施設※	A	特	甲		
	徳農学習等供用施設※	A	特	甲		
	春日井上ノ町学習等供用施設※	A	特	甲		
	惣中学習等供用施設※	A	特	甲		
	大辻学習等供用施設※	A	特	甲		
	追進学習等供用施設※	A	特	甲		
	勝川南部学習等供用施設※	A	特	甲		
	松新学習等供用施設※	A	特	甲		
	勝川駅南学習等供用施設※	A	特	甲		
	春日井町学習等供用施設※	A	特	甲		
	御幸学習等供用施設※	A	特	甲		
	柏井学習等供用施設※	A	特	甲		
	柏原学習等供用施設※	A	特	甲		
	黒鉾学習等供用施設※	A	特	甲		

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		環 境 部	八幡学習等供用施設※	A	特	甲
	牛山東部学習等供用施設※	A	特	甲		
	稲口学習等供用施設※	A	特	甲		
	宮町学習等供用施設※	A	特	甲		
	宗法学習等供用施設※	A	特	甲		
	大手学習等供用施設※	A	特	甲		
	地藏ヶ池学習等供用施設※	A	特	甲		
	如意申西学習等供用施設※	A	特	甲		
	南花長学習等供用施設※	A	特	甲		
	四ツ家学習等共用施設※	A	特	甲		
	朝宮学習等供用施設※	A	特	甲		
	西高山学習等供用施設※	A	特	甲		
	八光学習等供用施設※	A	特	甲		
	小野学習等供用施設※	A	特	甲		
	勝川西部学習等供用施設※	A	特	甲		
	味美地区学習等供用施設※	A	特	甲		
	清掃事業所	C	非	甲		
	クリーンセンター (エコメッセ春日井含む)	C	特	甲	○	○
産 業 部	ホテルプラザ勝川※	A	特	甲		○
	ルネック※	A	特	甲		○
	勝川駅前地下駐車場※	A	非	甲		
	勝川駅南口立体駐車場※	A	特	甲		○
	玉野学習等供用施設※	A	特	乙		○
	ふれあい農業公園※	A	特	甲		○
まちづくり推進部	春日井駅北口自転車等駐車場※	A	非	甲		○
	杵ヶ島住宅	B	非	甲		

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
まちづくり推進部	篠木住宅	B	非	甲		
	東野住宅	B	非	甲		
	下原住宅	B	非	甲		
	道場山住宅	B	非	甲		
	西島住宅	B	非	甲		
	上八田住宅	B	非	甲		
	東野住宅集会場	B	非	甲		
	上八田住宅集会場	B	非	甲		
	下原住宅集会場	B	非	甲		
	松新第1コミュニティ住宅※	B	非	甲		
	高蔵寺まなびと交流センター※	A	特	甲		○
	高蔵寺駅市民コーナー	A	特	甲	○	○
	西藤山台運動交流ひろば※	A	非	甲		○
建 設 部	落合公園(管理棟)	A	特	甲		
市民病院事務局	市民病院 (第2診療棟、エネルギーセンター、 保育所含む)	A	特	甲	○	○
	看護職員宿舎	C	非	甲		
消 防 本 部	消防団第1分団詰所	C	特	甲		
	消防署	C	非	甲		
	消防署東出張所	C	非	甲		
	消防署南出張所 (消防団第4分団詰所含む)	C	非	甲		
	消防署北出張所 (消防団第2分団詰所含む)	C	非	甲		
教育委員会事務局	味美小学校	B	非	甲		
	白山小学校	B	非	甲		

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
		教育委員会事務局	篠木小学校	B	非	甲
	鷹来小学校	B	非	甲		
	牛山小学校	B	非	甲		
	鳥居松小学校	B	非	甲		
	小野小学校	B	非	甲		
	八幡小学校	B	非	甲		
	坂下小学校	B	非	甲		
	西尾小学校	B	非	甲		
	高座小学校	B	非	甲		
	不二小学校	B	非	甲		
	玉川小学校	B	非	甲		
	藤山台小学校	B	非	甲		
	神領小学校	B	非	甲		
	山王小学校	B	非	甲		
	松原小学校 (松原学習センター含む)	B	非	甲		
	岩成台小学校	B	非	甲		
	西山小学校	B	非	甲		
	高森台小学校	B	非	甲		
	柏原小学校	B	非	甲		
	大手小学校	B	非	甲		
	中央台小学校 (中央台ふれあいセンター含む)	B	非	甲		
	岩成台西小学校	B	非	甲		
	松山小学校	B	非	甲		
	上条小学校	B	非	甲		
	神屋小学校	B	非	甲		

部 局 名	施 設 名	①	②	③	④	⑤
教育委員会事務局	東野小学校	B	非	甲		
	北城小学校	B	非	甲		
	石尾台小学校	B	非	甲		
	東高森台小学校	B	非	甲		
	篠原小学校	B	非	甲		
	押沢台小学校	B	非	甲		
	丸田小学校	B	非	甲		
	出川小学校	B	非	甲		
	東部中学校	B	非	甲		
	中部中学校	B	非	甲		
	西部中学校	B	非	甲		
	坂下中学校	B	非	甲		
	高蔵寺中学校	B	非	甲		
	藤山台中学校	B	非	甲		
	知多中学校	B	非	甲		
	鷹来中学校	B	非	甲		
	松原中学校	B	非	甲		
	高森台中学校	B	非	甲		
	柏原中学校	B	非	甲		
	味美中学校	B	非	甲		
	南城中学校	B	非	甲		
	石尾台中学校	B	非	甲		
	岩成台中学校	B	非	甲		
	東部第1調理場	C	非	甲		
東部第2調理場	C	非	甲			
少年自然の家	A	特	甲		○	
春日井市都市緑化植物園	A	非	甲		○	